

令和８年度における独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の中小企業者に関する契約の方針

令和８年度における独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「当機構」という。）の中小企業者に関する契約の方針（以下「本方針」という。）については、原則として「令和８年度における厚生労働省の中小企業者に関する契約の方針」（別添）に準拠するものとするが、別添のうち、「第１ 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項」及び「第４ 前３号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項」の取扱いは次とおりとする。併せて、政府全体で進められている諸施策（価格転嫁・取引適正化、PPP/PFI 等）について適切に取り組むこととする。

第１ 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

１ 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和８年度における官公需予算総額に占める中小企業者・小規模事業者向け契約の金額の比率が６６．３％、金額が約１３９億円を上回るよう努めるものとする。

２ 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、３％を上回るよう努めるものとする。

第４ 前３号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

１ 本方針の適用範囲

本方針は、当機構の全ての部署に適用する。

２ 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のため、本部に推進本部を設置する。推進体制は以下のとおりとする。

なお、推進本部においては、第１の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

【推進体制】

推進本部

本部長 : 経理担当理事

副本部長 : 経理部長

本部員 : 経理部契約第一課長

 : 経理部契約第二課長

(事務局 経理部契約第一課)

なお、本部員には、必要に応じて各調達要求部担当課の長を追加することとする。

令和 8 年度における厚生労働省の中小企業者に関する契約の方針

厚生労働省は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 8 年 4 月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者（官公需法第 2 条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）へのさらなる配慮が必要であることから、当省は、令和 8 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が引き続き 67.9%、金額が約 483 億円を上回るよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、引き続き 4.54%を上回るよう努めるものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当省は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、原則として次のとおり実施するものとする。

1 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成 12 年 10 月 10 日政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）を踏まえ、調達案件に応じて、入札参加資格の下位等級の上位等級への参入の弾力的な運用を行うことにより、技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会を増大させるものとし、創意工夫による価値を適切に評価することが適当と認められる場合には、総合評価落札方式を積極的に活用するものとする。

2 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進するため、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第 1 項に規定する「事業継続強化計画」又は同法第 52 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図ること。

3 地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用に向けた地域要件の設定等

地方支分部局等において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

4 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることはしないものとする。

5 全省庁統一資格の等級に関する配慮

一般競争及び指名競争並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を実施するものとする。

また、一括調達又は共同調達による競争参加資格の設定に際しては、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

6 総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

発注内容を踏まえて必要に応じ、価格以外の要素を適切に評価するために総合評価落札方式を活用することとし、その前提として、品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書、審査項目を作成するものとする。ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、役務

提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価する総合評価
落札方式の適用拡大を進めるものとする。

7 分離・分割発注における事例の活用

物品や役務、工事等（以下「物品等」という。）の発注を行う際はあらかじめ、
価格面、数量面、工程面並びに商品の種類ごとに、公正性を確保した上で、分
離・分割して発注を行うことが契約内容の効果的・効率的な執行に資するかどう
かについて検討（公正性についての検討を含む。）し、資すると認められた場合
は分離・分割発注を確実に実施するものとする。

8 中小石油販売業者に対する配慮

災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維
持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、災害時の燃料供給協定
を結ぶ石油組合との契約が、管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、当該
石油組合と随意契約を行うことができることに留意すること。また、災害時の燃
料供給協定等において災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急
車両等については、当該石油組合との平時と災害時の一体的な燃料供給に関する
随意契約を誠実に検討すること。

さらに、一般競争により調達する場合には、災害時における優先的な燃料供給
を要件とし、適切な地域要件の設定（地域内に燃料供給拠点を有すること等）を
行うとともに、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参
加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場
合には、極力上記7に掲げる分離・分割発注を行うこと。

なお、原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格
が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、
迅速かつ適切に協議を行うこととし、あらかじめその旨の条項を契約に入れるな
ど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

9 適切な予定価格の作成、ダンピング防止の周知

予定価格を作成する際には、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、
必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するもの
とする。

- ・ 市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・ 契約期間中に通常見込まれる価格変動

- ・最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- ・消費税及び地方消費税の負担等

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因）等を考慮するものとする。

また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）附則第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するものとする。

10 適正な納期・工期の設定

物品等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の推進等の要請、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

特に、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、物流効率化基本方針を踏まえ、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するように、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先して講ずるものとする。また、貨物自動車運送事業法の

一部を改正する法律（令和７年法律第６０号）の一部施行により、荷主等が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）の許可等を得ずに運送行為を行う、いわゆる違法「白トラ」に運送を委託することが禁止されたことを踏まえ、物品等の継続的な運送を伴う役務に係る発注を行う場合には、貨物自動車運送事業法の許可等を得ずに運送行為を行う違法な事業者へ委託しないものとする。これを担保するため、物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」にのっとり、当該受注事業者に対して、委託先のトラック事業者が許可等を得ずに違法に運送を行っていないことを証する誓約書や、委託先のトラック事業者が必要な許可等を有していることを示す書面の提出を求める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

また、公共工事に関する発注に当たっては、地域における公共工事の担い手が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争入札に必要な資格、公共工事等の規模等を適切に定める等の措置を講ずることとする。

11 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額も含めた適切な予定価格を作成するとともに、入札金額の人件費についても、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、年度途中に最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改訂後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に設定するものとする。

さらに、契約締結後においても、最低賃金額の改定により契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認し、双方協議の上、適切な価格での契約変更を行うなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう適切に対応するものとする。なお、契約変更の必要性の確認に当たっては、例えば受注者に対して、当該契約の労働者の賃金を示す資料の提出を求めるなどして、確認を行うものとする。

12 低入札価格調査制度の適切な活用等

適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

また、主要な業種の契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査制度の基準を参考として基準の設定を行うものとする。

さらに、低入札価格調査制度の対象となる契約に関する入札公告・入札説明会の資料等において、調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には落札者とし不在の場合があることを、入札参加者に事前に周知するものとする。

低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているかを確認し、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、落札者とし不在よう取り扱うものとする。

13 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

物件等の発注に当たって、受注者の資金繰りがしやすいように部分払をすることにより、受注者が円滑に事業を実施できるように努めるものとする。特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

また、中小企業・小規模事業者との契約において、契約における支払いまでの資金繰りの観点から、債権の譲渡が必要と認められる場合は、改正民法第466条第2項において、「発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないこと」とされた点にも留意の上、適切に対応を行うこと。

14 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、その財産的価値について十分に留意し、その著作権を発注者へ無償譲渡させないものとする。また、実施の範囲や期間、受取対価といった、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確に規定するものとする。

加えて、契約に当たっては、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させることができるコンテンツ版バイ・ドール契約を活用するものとし、現行及び将来のコンテンツ制作を含有する契約の有無にかかわらず、コンテンツ版バイ・ドール条項を含む、契約書のひな形を作成するものとする。

15 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

次の対応に当たっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定。以下「労務費の指針」という。）の発注者としての行動③に記載されている「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の趣旨を考慮するものとする。

また、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し、国等から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。なお、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するものとする。

さらに、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約を含め再交渉が可能であることや、受注者がコスト増加に伴う契約金額の変更を申し出た場合に、当該受注者に対して次回以降の発注における指名・選定その他の取扱いにおいて不利に扱ってはならないものとし、あらかじめ入札説明会や入札説明資料、契約時においてその旨を説明するものとする。

（1）公共工事の発注における対応

建設業法第34条第2項に基づく「工期に関する基準」と「労務費に関する基準」を踏まえ、適正な工期の確保や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や、契約後の状況に応じて必要な契約変更の実施などに対して、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更については、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定するものとする。

また、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出が

あった際には誠実に応じ、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないこと、入札による契約であることを理由に協議に応じないといった対応は行わないものとする。

(2) 物件及び役務の契約における対応

契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、入札による契約も含め、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、必要に応じて契約変更を実施するなど、適切に対応をとるものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額（入札による契約も含む）の変更について申出があった場合、協議に応じない一方的な価格決定にならないように迅速かつ適切に協議を行うものとする。さらに、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

16 官公需に関する相談体制の整備

官公需相談窓口にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

17 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、上記 9 に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、納期・工期の設定においても配慮を行うこと。また、代金の支払いについても当該業務の完了後、速やかに行うものとする。

なお、物件の発注にあたっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとする。

18 令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、納期・工期の設定における配慮及び速やかな代金の支払いについて上記 17 と同様の措置を講ずるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を行うものとする。

(3) 見積先の柔軟化の推進

少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により契約の見積り合わせを実施する場合に当たっての公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段を利用するものとする。

(4) 新規中小企業者からの相談体制

「官公需相談窓口」の担当は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

なお、WTO政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第11条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第18号においても事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていることから、これらの随意契約を締結する可能性を排除しないように留意することとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当省の全ての部局（本省の内部部局、施設等機関及び地方支分部局並びに外局）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、本省に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

本部員においては、組織内の契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、定期的に周知を行うなどして確実に認識を共有できるよう努めることとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

付則

○本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長 : 大臣官房会計課長

本部員 : 大臣官房地方課長

大臣官房厚生科学課長

医政局医療経営支援課長

健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長

労働基準局労災管理課長

労働基準局労働保険徴収課長

職業安定局雇用保険課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

年金局事業企画課長

(事務局 大臣官房会計課会計企画調整室)